

未来へと命を繋ぐ 189 (いちはやく)

子どもの虐待の件数は年々増加しています。まずは、子どものSOSに大人が気づくことが大切です。「勘違いでは」「できれば関わりたくない」などの理由で、相談することや通報をためらわないでください。皆さんの気づきと勇気が子どもたちの笑顔を守ります。

児童虐待とは何でしょうか？

保護者がその監護*する子どもの身体に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わず、子どもの心身を傷つけ、健全な成長や発達を損なう行為で、次の4つに分類されます。*監督し保護すること

①身体的虐待

子どもの生命や健康に危険のある身体的な暴力

<例> 殴る、蹴る、投げ落とす、首を絞める、溺れさせる、逆さ吊りにする、たばこの火を押し付ける、異物を飲ませる、戸外に締め出すなど



③養育放棄(ネグレクト)

保護の怠慢や拒否により健康や安全を損なう行為

<例> 子どもに食事を与えない、入浴させない、子どもの意思に反して登校させない、車の中に子どもを放置する、その他保護者としての監護を著しく怠ること



②性的虐待

子どもに性的ないたづらをしたり、性的な関係を強要したりすること

<例> 性的行為の強要、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

④心理的虐待

暴言や差別的な態度などで子どもの心を傷つける行為

<例> 言葉による脅かし、無視や拒否的な態度を示して子どもの心を傷つけたり、子どもの目の前でドメスティック・バイオレンスなど(子どもへの被害が間接的なものについてもこの虐待に含まれます。)

地域のみんなで見守りを

地域全体で子育て中の家族を温かく見守って支えて行くことが、児童虐待の防止につながります。さりげない声かけや、困ったときの手助けなど、ちょっとした優しさや心遣いが、子育て中の家族にとって大きな支えや励みとなります。やさしくひと声かけてください。



虐待かもと思ったら迷わず連絡を ☎189番へ(児童相談所全国共通ダイヤル)

児童虐待防止法により、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、発見者の方に市または児童相談所へ通告することが義務づけられています。近

所の子どもの様子がおかしい、虐待かも?と思ったときは迷わず連絡してください。通報者のプライバシーは法律で保護されています。匿名でも構いません。

<連絡、相談は下記でも受け付け>

多治見警察署 生活安全課 TEL 22-0110 ※緊急事態の場合は110番通報

東濃子ども相談センター TEL 23-1111(代) 市役所子ども支援課 TEL 23-5609(直通)

関子ども支援課 安井 TEL 23-5609